

# 奨学金の返還をできない若者は自衛隊に入れ！ 戦争と貧困 とはリンクしている！ 戦争法案と派遣保改悪反対！

2015/8/1...8月

サポートユニオン withYOU

567-0816 茨木市永代町 4-212(阪急茨木市駅)

072-655-5415

<http://www.withyou2011.com>

[withyou2011@mail.zaq.jp](mailto:withyou2011@mail.zaq.jp)

## サポートユニオンだより

### 最低賃金1000円に遠く及ばない、中央審議会の改定の目安 今夏、ユニオンはアルバイト・パートへのアンケートを実施します。

- ・ 7月30日に労使の代表が入る2015年の中央最低賃金審議会(厚生労働省の最低賃金を話し合う審議会)で、最低賃金が全国平均は798円となった。東京・大阪など19円、京都・兵庫・滋賀など18円、奈良・和歌山14円引き上げられることになりました。大阪の最低賃金は857円になる予定です。
- ・ だが、この程度では不十分で、消費税が引き上げられ、2014年の物価上昇率は前年比3.3%に上った。労働組

- 合の中央組織である連合の集計によると、今年の春闘では昨年を上回る2.2%の賃上げを達成しているのに、二つを足した5.5%は、上げ幅の最低ラインと主張していました。しかし、ほど遠い結果となりました。
- ・ 私たちユニオンは最低賃金1000円を達成するために、非正規で働く人たちの要求をまとめていきます。今夏、アルバイト・パートへのアンケート調査をおこないます。

### ハローワーク雇い止め裁判...請求棄却！ 冷徹な判決

### 30%をこえる非正規公務員の現状を顧みない不当な判決

- ・ 大阪地裁でハローワーク雇い止め裁判の判決がありました。(5月28日) 菊井裁判官の判決は、「原告の請求を棄却する」というもので敗訴となりました。
- ・ 判決の枠組みは、20年以上も前の「大阪大学事件」(1994年最高裁判決=大阪大学の図書館事務補佐員が日々雇用の非常勤職員として、4年5ヶ月の間、勤務してきた職員の地位確認等の請求につき、日々雇用の一般職非常勤国家公務員の地位は任用期間の満了により当然に終了するとされた)に沿ったもので、公務員の非正規

- 化がすすむ現状を顧みない冷酷な判決です。この現実はどうメスを入れるのか、また、法律に問題があればそれをどう正さなければならないかを示すべきなのに、裁判官の頭はフリーズしているとの声が上がりました。
- ・ 菊井判決は、被告である国の言い分を過剰に付度し、「上司が一般的に来年度約束するようなことは口約束の範囲」「特段の約束があったかどうか確認できない」「新しい年度の仕事はこれまでと違う業務だ」「公募したもので選考に敗れた」などと述べ、原告の弁論を一顧だにしない不

当なものでした。

・6月9日、原告は直ちに控訴しました。(控訴理由は7

月28日に提出)

## 労働サポート 7月

### ★ T市中型小売店 M

#### 残業代未払い解決

■3月に労働相談にきた彼は中型小売店に勤めている正規職員。タイムカードでの勤務時間は6時30分～16時までだが、実際には朝5時から20時まで働いている。

■この小売店での暗黙の了解として正規勤務時間だけをタイムカードで打刻するらしい。朝の1時間、夕方以降の4時間の一日5時間の時間外勤務は記録されていない。もちろん、店長は働いていることを黙認している。ときどきは、早く帰るように言うようだが。

■公休日が1週間に2日あるのだが、担当部門の正規職員が、彼を含めて二人しかいないことから、心配で仕事に出ることがほとんどで、朝6時から13時ごろまで7時間ほど休日勤務しているという。もちろん、店長は現認している。

■単純に時間外と休日の労働時間を合計すると、1か月150時間を超えることになる。過労死ラインを時間外労働だ。

■何故、時間外に勤務をするのかについて組合員に尋ねた。「朝は商品の準備、夕方から夜にかけてはアルバイ

トとパートさんだけになり仕事が気がかりだった」と話すとともに、「自分を含めた二人の正規職員が夕方以降はいなくなるので心配だ」ということだった。

■彼は小売店が多忙になる昨年の年末暮れに職場に行けなくなり、メンタルクリニックで病気休職の診断書をもらった。

■ユニオンに加入したのはこの3月。4月にはじめての団体交渉を行った。私たちユニオンは、過労死にいたる事例であり看過できないこと、勤務実態にそった解決をはかることを強く主張し、職場環境の改善をはかるように申し入れた。

■数次の団体交渉で、会社側は組合員が申告した時間外勤務と休日出勤をすべて認めた。さらに、組合員を心因的な疲弊に追い込み休職に行ったことも認めたと会社理由による解雇を認めた。もちろん、解雇による退職金なども勝ちとることができた。また、職場環境に関しては、今後、超過勤務について実態に即した時間外の支払いを行うことを約束した。

■会社は、組合員の仕事ぶりについての業績を認めていたので、組合員の復帰を希望していたが、既にモチベーションを失った彼にはその声は届かなかった。

## サポートユニオン with YOU メルマガ

### 8/13(木) 戦後70年！『永続敗戦論』から安倍談話を斬る！

yo 白井聡さん講演会 参加費無料カンパ

ローズWAM・ワムホール 18:00開場

### 8/29(土)〈土曜シアター〉18:00～20:00

ユニオン事務所 参加費500円

#### 「いのちの証言」・・・ナヌムの家のハルモニ(46分)

ナヌムの家のハルモニが来日し、東京・京都で行った証言と集いに参加した人たちとの交流の姿を描いた作品

